



11月8日(火) 館山看護学校解雇裁判の第4回公判が千葉地裁第601号法廷で開催されました。館山、佐倉、市川、千葉、市原などから40名近くの傍聴者が詰めかけました。

## パワハラ、不当解雇で提訴 運営する社会福祉法人「太陽会」

安房医療福祉専門学校(館山市)の元職員だった50代の女性看護師が4月12日、上司からパワハラを受けた上に不当に解雇されたとして、同校を運営する社会福祉法人「太陽会」を相手取り、損害賠償等約1500万円を求める訴訟を千葉地裁に起こした。

原告によると、女性は2014年4月から同校に専任教員として勤務。2016年2月ごろに精神障害を発症して休職した。その後、復職を希望したが、休職期間満了で退職を通知された。

女性は14年末ごろから「何一つ責任持ってやった仕事ないでしょ」「もっとできる人だと思っていた」などと上司や校長に人格を否定される言葉を度々かけられたという。パワハラに起因する休職であることから、退職扱いは不当で解雇に当たると主張した。

同法人は「訴状はまだ届いていないが、こちらの主張を裁判で明らかにしていく」とコメントした。

(千葉日報23年4月23日)

## 泣き寝入りするな! 「一人でも入る労働組合!」千葉スクラムユニオン

千葉スクラムユニオンは、11月1日に労働相談を受け11月2日、I(株)M社長に団体交渉を申し入れました。

団体交渉日程: 11月21日 T組合員が働いていたI(株)千葉中央店。

### 団体交渉の申入書

貴社におかれましては益々ご清栄のことと存じます。

さて貴社に勤務していたTさんは、千葉スクラムユニオンに加入しましたので通知申し上げます。千葉スクラムユニオンは千葉市を中心に活動するコミュニティ・ユニオンであり、労働者の生活と権利、地位の向上に向け日々活動をしている労働組合です。

Tさんは9月1日に入社以来、貴社の発展のために誠実に勤務してきました。しかし、早出残業代の未払いや営業中での自動車事故(フロントバンパーの擦り)に対する本人負担20%の請求など、不安を覚えたTさんは10月末で退職せざるを得ませんでした。こうした経過の中でユニオンに相談にいられ、千葉スクラムユニオンの組合員になりました。

従いまして、Tさんのこれまでの未払い賃金、並びに労働条件に関する問題について下記の通り団体交渉を申し入れますので、誠意を持って対応されるよう要請致します。

尚、貴職は組合に加入したことを理由に解雇、その他、不利益な扱いを行ったり、正当な理由なく団体交渉を拒否することは労働組合法7条にいう「不当労働行為」に当たりますので念のため申し添えます。

### 記

- 1, Tさんの労働契約並びに就業規則(賃金規定含む)を提示すること。  
合わせて36協定(時間外労働)を提示すること。
- 2, その他、上記に関する一切の事項

以上

## 24けんり春闘スタート

### 安心して暮らせる社会の実現を！

10月20日、臨時国会が召集されました。岸田政権の支持率が低下する中で、高騰する物価高対策、旧統一教会問題、労働政策等について強く監視していく必要があります。

一方、ロシアのウクライナへの軍事進攻の長期化に加え、イスラエルとハマスの衝突が新たな国際問題として世界を覆うことが懸念されます。日本にも大きく影響してくることでしょう。武力による平和はあり得ないことを改めて確認し、戦争に反対する立場を明確にし、行動しましょう。

秋季年末闘争の真っ只中ですが、全労協は24春闘の取り組み準備に入ります。

公務員労働者の賃金確定闘争は11月には山場を迎えます。10月に出された人事委員会勧告内容は公務員労働者の納得できる水準ではありませんでした。

いうまでもなく物価の高騰に見合う賃上げにはほど遠く、任用職員との賃金や処遇における格差は解消されていません。

厳しい環境で働くのは民間も同様です。官製ワーキングプアと同様、4割を占める非正規労働者や外国人技能実習生からのSOSは拡大する一方です。

### 労基法及び労組法からの除外

2024年4月からの実施される物流ドライバーの残業時間の上限規制は、ドライバー労働者にとって大きな問題となると思われます。トラックやタクシー労働者の問題はフリーランス、日本版ライドシェアなどとも密接に関わっています。労働者性の否定イコール労基法及び労組法からの除外を狙った労働政策と言えます。岸田首相は最低賃金を2030年半ばには1500円を目指すなどと明らかにしましたが、現実の労働実態については無知だということさらけ出しました。

このような状況の中で24けんり春闘全国実行委員会第1回実行委員会（相談会）を10月11日に開催し発足総会・学習集会の日程を確認しました。

多くの皆さんの協力をお願いします。

（「全労協」2023年11月号抜粋）

## ヤマト3万人解雇を撤回せよ

宅配大手ヤマト運輸が、小型荷物の配達を委託している



個人事業主約3万人との契約を2024年度末までに終了することを受け、配達員らを支援する労働組合「建交軽貨物ユニオン」は10月31日、東京都労働運動委員会に不当労働行為の救済を申し立てた。

### 契約解除撤回を求める

同社が団体交渉を拒否したのは労働組合法違反だとして、契約解除撤回などを求めた団交に応じるよう求めている。

申立書では配達員が事業の遂行に不可欠な労働力として組織に組み込まれているほか、配達員はGPS機能がついた携帯電話を貸与され、配達ルートを記録・管理されているなどとして「労組法上の労働者」にあたるとしている。

### 指揮監督下の労務提供

雇用されていない働き手であっても、事業組織に組み込まれていない働き手であっても、事業組織に組み込まれている▼契約内容が一方的に決められている▼広い意味での指揮監督下の労務提供一などにあてはまれば、労組法上の労働者とされ、企業は団体交渉に応じる必要がある。

ヤマトは6月、小型荷物の配達を日本郵便に委託すると発表。これを受けて、配達を担っていた全国約3万人が、原則として24年度末までに契約を終了する。

ユニオンは8月に団体交渉を申し入れたが、ヤマト側は「個人事業主との関係において、労働組合法上の使用者にあたらぬ」と団交を拒否したという。

・配達員として6年ほど働き、6月に契約終了を告げられた組合員の神奈川県男性（69）は「契約は来年1月までと急に伝えられ、これからどう生活すればと不安しかない。なぜ契約が終了されるのか ヤマトは団交に応じて、納得のいく説明をしてほしい」と憤る。

（「茨城ユニオン・ニュース201号」抜粋）